



親展

このお知らせは、請求書ではありません。

川崎市国民健康保険料納付済額のお知らせ

差出課

川崎市国民健康保険“全般(資格・給付・賦課・収納)”に関するお問合せは...

川崎市保険コールセンター **044(200)0783**

ご利用時間
平日:8時30分から17時15分まで
第2・第4土曜:8時30分から12時30分まで
※土曜(第2・第4土曜を除く)、日曜、祝日、年末年始はご利用できません。

ご案内は内側にあります。この面からゆっくりとはがしてご覧ください。
※濡れている場合は乾いてからはがしてください。

川崎市国民健康保険料納付済額のお知らせ

確認日:令和5年10月16日

令和5年中の保険料納付済額

①納付済額	1月1日から確認日までに納付された保険料額	円
内訳	普通徴収分	円
	特別徴収分 (年金からの差引き)	円
②見込額	確認日後、12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額 + ②見込額	円

- 「①納付済額」欄の金額は、令和5年1月1日から確認日までの期間に川崎市が納付を確認できた保険料額を表示しています。
- 「②見込額」欄の金額は、引き続き年末(令和5年12月31日)までに納付が見込まれる保険料額を表示しています。
- 「③合計額」欄の金額は、①納付済額と②見込額の合計額を表示しています。
- 以下の場合、「②見込額」欄には「0円」又は「*****」を表示しています。
 - ・年間保険料を全納(一括納付)している場合
 - ・すでに世帯全員が川崎市の国民健康保険から脱退している場合
 - ・令和5年1月から令和5年9月の期間に納期限が到来した保険料に未納がある場合など
- 「②見込額」欄が「*****」と表示されている場合は、「③合計額」欄も「*****」となります。

国民健康保険料の納付額は、所得税の申告(年末調整・確定申告)又は市民税・県民税の申告を行う際に、「社会保険料控除(裏面参照)」の対象となります(申告の際に、このお知らせを添付しなくても構いません)。

記載内容に関する留意事項

納付済額の記載について

- 現在、川崎市の国民健康保険に加入されていない場合でも、令和5年中に保険料を納付していれば、納付済額をお知らせしています。
- 納付済額は、「確認日」現在で納付が確認できた保険料額となります。
- 納付場所によって、納付を確認できるまでの日数が異なります。
例) 金融機関の場合…確認までに4日程度の日数がかかります。
コンビニ・キャッシュレス決済の場合…確認までに14日程度の日数がかかります。
- 還付金の支給があった場合、その金額を納付済額から差し引いています。
- 延滞金の納付額は社会保険料控除の対象ではないため、納付済額に含めていません。

見込額の記載について

- 「②見込額」は、令和5年度第7期(12月)分までの保険料を合計したものです(確認日現在で納付が確認できた保険料を除きます)。
- 令和5年度第7期(12月)分の保険料は、令和6年1月4日が納期限となりますが、令和5年中に納付したものと見込額を計算しています。
- 加入状況(所得や人数)の変更により、これから納付すべき保険料の金額が変更となる場合は、見込額と実際に納付した保険料額が一致しないことがあります。

合計額の記載について

- 1月1日から12月31日までの納付額が社会保険料控除の対象となりますので、「③合計額」の金額を参考としてください。
- 「③合計額」欄に「*****」が表示されている場合、領収書等により実際の納付額を確認してください。

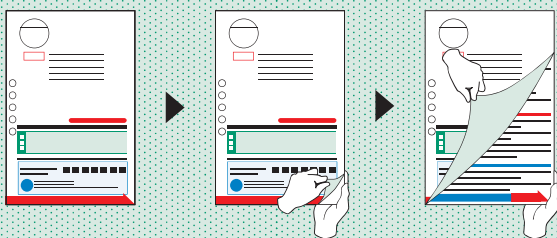
お問合せは、「川崎市保険コールセンター」へ **裏面もご覧ください。**

COLORS, FUTURE! ACTIONS KAWASAKI 100th



2024年、川崎市は市制100周年をむかえます。

このはがきの開封方法



き
が
き
は
が
き
郵
便

川崎市国民健康保険 からのお知らせ

社会保険料 控除について



国民健康保険料の納付額は、『社会保険料控除』の対象です。社会保険料控除とは、「納付義務者本人」や「本人と生計を同一にする配偶者」、「その他の親族」の負担すべき社会保険料を納付した場合、その納付額を所得税及び市民税・県民税の所得金額から控除するものです。社会保険料控除を申告すると、納付した所得税の一部が還付されたり、市民税・県民税の課税額が少なくなることがあります。

- 1月1日から12月31日までに納付した社会保険料が控除の対象です。
- 対象期間における国民健康保険料の納付額等は、表面の「③合計額」を参考としてください。
- 申告の際には、社会保険料控除を忘れずに記入してください。

“医療費のお知らせ(医療費通知書)”について

川崎市国民健康保険では、被保険者の方に日ごろの健康管理に十分注意していただき、医療費について関心をお持ちいただくため、国の指導に基づき“医療費のお知らせ(医療費通知書)”を世帯主の方に送付しています。

令和5年1月～令和5年12月に医療機関等に受診した分を、令和6年2月中旬に送付予定です。

“医療費のお知らせ(医療費通知書)”は、医療費控除の申告手続きに使用可能となりました。

マイナポータル(マイナンバーカード所持者向けサイト)にて、医療費通知の情報が閲覧できるようになりました。詳しくは、パソコンやスマートフォン等からマイナポータルをご確認ください。



確定申告(医療費控除)に係るお問合せは、管轄の**税務署**へ!

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

マイナポータルにおいて利用申込を行ったマイナンバーカードを健康保険証として利用できます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めにカードの申請をお願いいたします。

※マイナンバーカードの健康保険証利用に対応していない医療機関を受診する際は引き続き保険証をお持ちください。

※詳細や最新の情報は、川崎市ホームページ内の「オンライン資格確認及びマイナンバーカードの保険証利用について」をご参照ください。

川崎市HP



【マイナンバーについてのお問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

※健康保険証利用に関するお問い合わせは音声ガイドに従って「4→2」の順にお進みください。
平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付